

(個人用)

京都府労働委員会会長 笠井 正俊 殿

京労委平成27年(不)第1号 株式会社プリントパック不当労働行為救済申立事件

正常な労使関係の構築に向け、不当労働行為の救済を求める要請

【要請の趣旨】

現在貴委員会にて審査中の「平成27年(不)第1号 株式会社プリントパック不当労働行為救済申立事件」では、株式会社プリントパック(以下被申立人という)が全国印刷出版産業労働組合総連合会 京都地方連合会個人加盟支部 他2名(以下申立人という)に対して行った不当な配置転換や賃金での差別待遇、労働者代表選出選挙への不当な介入について、救済を求めて係争中です。

本件は、申立人が労働者の職場改善要求を掲げ団体交渉を続けていますが、これまで一度として社長・会長の出席は得られず、被申立人は団体交渉には応じていますが、確認事項を次々と反故にする協約不履行を続けるなど不誠実な対応に終始しています。

そして公然化した組合員に対して、不当な配置転換や賃金での差別待遇など、法律違反・人権無視の攻撃を続けています。

さらに、被申立補佐人西原取締役は、プリントパック京都分会Facebook記事に対し、2015年5月29日の団体交渉で「懲戒解雇を検討する」と露骨な恫喝行為を行っています。かかる威圧行為は人権侵害・不当労働行為の上塗りであるだけでなく、労働委員会での冷静な審問判断を妨げる行為です。また労働委員会の審理を待たず、当事者を会社から追放することで労使関係そのものを消失させようとする意図があり、到底許容できません。

加えて、2015年11月29日で失効する時間外労働・変形労働時間制協約(三六協定)更新のための労働者代表選出選挙でも、被申立人は組合員の当選を阻むため不当な介入を行い、特記事項に「超過勤務月100時間・年間6回まで適用」という、「過労死ラインを超えた協約」に従業員に押し付けようとしてきました。

私たちは日本国憲法28条の団結権を擁護し、被申立人において正常な労使関係を構築し、健康で長く働き続けられる職場を作るため、労働者の権利と健全な経営を進める立場から、貴委員会に対して見識あるご判断をお願いし、不当労働行為の一日も早い救済を求めるとともに、以下の要請を行うものです。

【要請項目】

- 1、被申立人 株式会社プリントパックによる不当労働行為の事実を認め、その救済命令をくだされますこと
- 2、被申立人に対し、申立人の権利を認め、正常な労使関係の構築を命じてくださること

2016年 月 日

氏 名	住 所

< 取り扱い団体 > 全国印刷出版産業労働組合総連合会 京都地方連合会 個人加盟支部
〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都6階
TEL: 075-811-4633 FAX:075-812-6285